⑶　売却等
　売却または最低売却額の保証付きの販売委託をいう。
⑷　直接利害関係を有する更生担保権者
　処分対象目的物を売却等したときの実質売却価額が財産評定額（以下「当該評定額」という。）を下回った場合に、同更生担保権目的物の当該評定額が、実質売却価額と同額に定められていたならば、同表記載の同更生担保権目的物にかかる更生担保権額（以下「当該更生担保権額」という。）が減額されるべきであった更生担保権者をいう。
⑸　更生担保権不足額
　処分対象目的物を売却等したときの実質売却価額が当該評定額を下回った場合に、当該評定額と実質売却価額との差額をいう。
⑹　変更後更生担保権額
　処分対象目的物を売却等したときの実質売却価額が当該評定額を下回った場合に、当該更生担保権額から更生担保権不足額を控除した残額をいう。
⑺　直接利害関係を有する更生債権者
　処分対象目的物を売却等したときの実質売却価額が当該評定額を上回った場合に、当該評定額が実質売却価額と同額に定められていたならば、更生担保権となるべきであった一般更生債権を有する更生債権者をいう。
⑻　変更更生債権額
　処分対象目的物を売却等したときの実質売却価額が当該評定額を上回った場合に、当該評定額が実質売却価額と同額と定められていたならば、更生担保権となるべきであった一般更生債権額をいう。

2　売却等の方法
　管財人が、処分対象目的物について、裁判所の許可を得て、平成23年３月10日までに売買契約または委託販売契約を締結した場合には、以下のとおり売却等を行う。
⑴　実質売却価額が当該評定額を上回る場合
　処分対象目的物が売却等されたときは、当該処分対象目的物にかかる更生担保権等の権利変更および弁済方法については３⑴⑶⑷に従う。
⑵　実質売却価額が当該評定額を下回る場合
ア　実質売却価額が当該評定額を下回る場合は、その売買契約または委託販売契約（『第４章、第２節、第２、１、⑵』に規定する最低売却額の保証付きの委託販売をいう。）を締結する前に、当該担保権者に対し、実質売却価額を通知する。
イ　担保権者が上記通知を受けた後１か月以内に、管財人に対し、管財人の指定する引渡条件の下で、当該更生担保権目的物につき、アの実質売却価額よりも高い金額となる売買条件にて、自らまたは第三者がこれを購入する旨の申出を行った場合は、管財人は、申出のあった内容にて売却を行うことができる。
ウ　イにおいて、当該担保権者が行う申出は、対象更生担保権目的物、購入価格および引渡条件を明記するものとする。
エ　イに定める申出がなされなかった場合には、管財人は、ア記載の実質売却価額にかかる売却予定額で売却等する。
オ　当該更生担保権目的物が売却等されたときは、当該更生担保権目的物にかかる更生担保権の権利変更および弁済方法については３⑵⑶⑷に従う。

3　権利の変更および弁済方法に関する特則
⑴　実質売却価額が当該評定額を上回った場合の権利変更
ア　処分対象目的物の実質売却価額が当該評定額を上回った場合は、「直接利害関係を有する更生債権者」に対し、当該評定額に加え「変更更生債権額」を追加弁済する。
　この場合、「直接利害関係を有する更生債権者」の一般更生債権の免除の効力は、「変更更生債権額」につき失われる。当該免除の効力の失効は、当該更生担保権の被担保債権のうち、元本、開始前利息・損害金の順序で生じるものとする。
イ　アにおいて、「直接利害関係を有する更生債権者」が「変更更生債権額」部分につき既に更生債権として弁済を受けていたときは、その既受領額を追加弁済額から控除する。「直接利害関係を有する更生債権者」が追加弁済を受けたときは、当該「変更更生債権額」部分につき、更生債権としての弁済は行わない。
⑵　実質売却価額が当該評定額を下回った場合の権利変更
ア　処分対象目的物の実質売却価額が当該評定額を下回った場合は、「直接利害関係を有する更生担保権者」の更生担保権を「変更後更生担保権額」部分と「更生担保権不足額」部分とに分け、イに定めるところ従って弁済する。
イ　「変更後更生担保権額」は、全額弁済し、「更生担保権不足額」については、『本章、第４節、第２』の一般更生債権の権利変更に準じた免除後金額を分割弁済する。
　この場合、「更生担保権不足額」と弁済額との差額については、当該免除後金額の初回弁済時に免除を受ける。
⑶　弁済方法および時期（原則）
　処分対象目的物が売却等された場合は、売買代金または委託販売における最低保証額全額が支払われた後（ただし、目的物の引渡しが先行する場合は、引渡し後）１か月以内に、実質売却価額（ただし、⑴イの場合は実質売却価額から当該既受領額を控除した残額）を当該更生担保権目的物にかかる更生担保権者に対し、一括弁済する。
⑷　貯蔵品および予備原動機にかかる更生担保権の弁済時期に関する特則
　貯蔵品および予備原動機については、更生担保権の目的たる集合物のうち、平成23年３月10日までに売買契約または委託販売契約を締結した分については、当該売却等代金が支払われた後（ただし、目的物の引渡しが先行する場合は、引渡し後）１か月以内に実質売却価額を弁済し、同日までに売買契約または委託販売契約を締結できなかった分については、確定更生担保権額を『本節、第１、２』のとおり弁済する。

4　売却等できなかった場合の措置
　平成23年３月10日までに更生担保権目的物について売買契約もしくは委託販売契約を締結できなかった場合、または、売買契約等を締結したが実行に至らなかった場合は、確定更生担保権額を『本節、第１、２』のとおり弁済する。
　売買契約等を締結したが実行に至らなかった場合は、実行に至らないことが確定した日の後、最初に到来する弁済期に、既に弁済期が経過した分割弁済額を加算して弁済する。

5　同順位に複数の更生担保権が存する場合
　同順位に複数の更生担保権が存する場合には、実質売却価額を、当該更生担保権目的物にかかる各更生担保権者の極度額等（根抵当権にあっては、極度額または被担保債権額のうち低い額。普通抵当権にあっては、被担保債権額。以下同じ。）を基準に按分した金額をもって各更生担保権者に対する更生担保権弁済額とする。